

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 大阪府   |
| 3. 市区町村名                 | 堺市  |
| 4. 届出番号                  | 1   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 18-1  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/yobo/df_filename_73415020151224.html">http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/yobo/df_filename_73415020151224.html</a> |

執行機関名

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称                         | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 10  |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 18  |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第1の8<br>堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務であって規則で定めるもの  |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 予防接種法 第1条   | 堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種実施要綱 第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | (目的)<br>第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から <u>予防接種の実施</u> その他必要な措置を講ずることにより、 <u>国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u> | (趣旨)<br>第1条 この要綱は、 <u>市内の高齢者における肺炎球菌による肺炎の発病及び重症化の防止を図るため、</u> 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定される予防接種(以下「定期接種」という。)の接種対象者以外の者に、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン予防接種(以下「予防接種」という。)を実施することについて必要な事項を定める。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |   | 堺市任意の高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱  |